

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7年 4月 1日～令和 12年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：毎年、自社の（育児休業・介護休業）両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点がないか検討する。

<対策>

●各年 6月 制度の利用状況、取組の成果について現状を把握

●各年 7月 問題点や改善点の有無について管理部で検討

（問題点があった場合）人事総務部で改善のための取組を検討し、労使協議にて規程の改定を討議の上、実施する

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

●各年 毎月 有給休暇取得状況を取りまとめる

●各年 3月 社内電子掲示板で有給休暇取得促進（計画年休制度）の周知を行う